

## 質問事項に関する回答

令和 5 年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導  
(R 6. 3. 6)  
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

1

### (1) B型のピアサポート配置加算について

#### (質問事項)

当事者にピアサポート研修を受講してもらいました。支援者として、管理者が国研修受講したのですが、それで加算が取れるか。  
(当事者0.5の配置をし、支援者は管理者配置で適うのか)

#### (回答)

就労継続支援B型（以下、就B）のピアサポート配置加算の算定要件の1つに、「就B事業所の従業者」の記載があります。

管理業務と並行して直接処遇職員として兼務している場合で、他のすべての算定要件を満たす場合は、算定が可能です。その場合に、当該業務と管理業務は同時並行的に行えるため、管理業務を行いつつ、ピアサポーター0.5として配置することは可能です。

なお、管理者は従業員ではないため、管理業務専従者の場合は加算要件に該当しません。

2

## (2) 平均工賃の公表

### (質問事項)

令和4年度から県のHPに公表がありませんが、今後の公表はありますでしょうか。

### (回答)

令和4年度の工賃は、令和6年2月26日にホームページに公表されました。

詳細については、以下担当窓口に直接お問合せください。

<担当窓口>

福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 就労支援担当

電話 0857-26-7889

メール [shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp)

<鳥取県障がい福祉課ホームページのURL>

○工賃の公表

<https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>

3

## (3) 今後、就労設備拡充の為の補助金等 のご予定はありますでしょうか

### (質問事項)

委託作業のうち、より多くの委託料による利益を獲得するためには設備拡充が必要であるがそれについては費用が掛かり、支出面では創意工夫をするも限度がある。

### (回答)

補助金のご相談については、本庁障がい福祉課が窓口です。以下担当窓口に直接お問合せ合わせください。

<担当窓口>

福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 生活支援・指導担当

電話 0857-26-7193

メール [shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp)

4

## (4) 集中的支援加算について

### (質問事項)

ネットワークは自然発生的につくったものなのか、行政等の管理の下につくっていくのか。就労Bサービス下にも支援困難は強度行動障害を有する児者は多いと思う。就労系の児者は対象外か。

### (回答)

就労系の者も障害児も対象です。なお、こちらは新設の加算であるため、報酬改定の部分で説明いたしましたとおりです。

この加算は、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の14サービスで適用されます。詳細については、厚生労働省の以下URLを参照ください。

○厚生労働省ホームページの該当URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37772.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html)

5

## (5) 4月より、障がい児個別支援計画の内容、支援プログラムについて

### (質問事項)

①4月より、障がい児個別支援計画の内容に5領域を盛り込むとあるが、現時点での利用者全員を変える必要があるのか、4月から順次モニタリングをして変更してもよいのか。

②支援時間の区分の記載例の仕方について、日によって夏休み等で時間が変わる場合はそれも細かく記載が必要か？

③また、個別支援計画は現在使っているものを引き続き使うことは可能か。

④支援プログラムは様式などがあるのか、事業所独自のもので作ってもよいのか。書類の様式があれば、共通のものに統一したい。

### (回答)

①報酬改定の部分でお伝えしたとおり、支援プログラムの策定までに、1年間の経過措置期間が設けられています。よって、順次モニタリングをして変更することが可能です。

②～④の報酬改定の詳細に関するご質問は、資料2でご案内しました厚生労働省発出の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」以外のご案内ができません。厚生労働省通知等で、改定内容が確定次第、個別に回答いたしますので、しばらくお待ちください。

6

## (6) 報酬改定について

### (質問事項)

- ①児童分野では大きな報酬改定があるが、加算の算定方法など不明な点の問い合わせ担当を教えてください。
- ②児童指導員加配加算を算定するにあたって、常勤2名、常勤換算1名での運営の場合、基準人員の常勤要件が1名であれば、加算人員に常勤をあてることができるのかどうか。
- ③延長支援加算の算定方法が変わるにあたって、支援計画への記載がいつまでに必要かどうか。  
など疑問点がたくさんあります。

### (回答)

- ①加算の算定方法等のお問合せについては、西部総合事務所県民福祉局が窓口です。スライド最後に掲載のアドレスへ、メールでお問合せください。
- ②児童指導員等加配加算は、基準人員に加えて手厚い職員配置をしている場合に算定できる加算です。例えば定員10名に対して常勤者1名、サービス提供時間を通じて1名（非常勤でも可）に加えて配置している職員については、常勤、非常勤に関わらず加算人員に充てることが可能です。
- ③の報酬改定の詳細に関するご質問は、資料2でご案内しました厚生労働省発出の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」以外のご案内ができません。厚生労働省通知等で、改定内容が確定次第、個別に回答いたしますので、しばらくお待ちください。

7

## (7) 生介 ①食事提供体制加算の要件②従業員の配置員数の算出③報酬単価④入浴支援加算⑤重度障害者支援加算（福祉専門職員配置等加算）

### (質問事項)

- ① 摂食量の記録に関しては、食事量は職員の判断で良いのか？また白米やおかず等こまかく分ける必要があるのか？
- ② 前年度の平均利用者数の見直し後の計算式は？
- ③ 基準になる利用時間は個別支援計画に記載の時間を元に算定する？
- ④ 医療的ケアが必要な者等とあるが、対象となる利用者の範囲（障がい）は？
- ⑤ (II) と (III) は併給できるのか？また、要件として生活支援員のうち20%とあるが、常勤換算上での計算それとも実人数での計算どちらになるのか？ちなみに福祉専門職員配置等加算の③と①②は併給可能とのことだが、①②③の算定要件は常勤換算上での計算それとも実人数での計算どちらになるのか？

8

## (7) 生介 ①食事提供体制加算の要件②従業員の配置員数の算出③報酬単価④入浴支援加算⑤重度障害者支援加算（福祉専門職員配置等加算）

(回答)

報酬改定の詳細に関するご質問については、資料2でご案内しました厚生労働省発出の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」以外のご案内ができません。厚生労働省通知等で、改定内容が確定次第、個別に回答いたしますので、しばらくお待ちください。

9

## (8) 報酬改定について

(質問事項)

①児童指導員等加配加算における経験年数の算定について

経験年数にあたる「児童福祉施設等」とは具体的にどのような施設をさすのか。また経験年数を確認するための証明書が必要とすることか。

また年数の数え方は勤務日数に関わらず、入社から5年の数え方でよいのか。日数による算定の仕方があるのか。

②基本人員2名のうち常勤要件は現状通り1名でよいのか。

③関係機関連携加算における会議等には電話や文書による情報連携は含まれないのか。

④個別サポート加算IIにおける「こども家庭センター等」とは具体的にどの機関をさすのか。

⑤支援時間区分の個別の支援計画への記入は具体的にどのように書けばよいのか。

下校時間が曜日によって変わる場合、長い時間に合わせて区分を決めてもよいのか。

例) 月曜日 16:20～17:30 水曜日 15:30～17:30 など

通常は 16:20～17:30 までの利用で区分①にあたる利用者だが、学校行事等で②にあたる時間を利用する可能性のある場合、支援時間区分は②を支援計画に記載、算定でよいのか。

10

## (8) 報酬改定について

(質問事項)

### ⑥個別サポート加算Ⅰについて

強度行動障害養成研修修了者の配置はどのようにすればよいのか。常勤で1名配置すれば算定できるのか。研修修了者が休みの日は別の修了者を配置しなければならないのか。

児童発達支援管理者が研修終了者の場合、カウントしてもよいのか。

### ⑦延長支援加算の考え方

記録のつけ方、時間の取り方 平日3時間 休日5時間を超えた場合に算定できるとあるが、現在 8:30~16:30 まで利用の利用者の場合 区分③ 延長2時間以上の算定との考えでよいか。

また延長支援をどの時間(朝の時間、終わりの時間、あるいは両方)で算定するかによって延長支援時間の支援内容が違う。支援内容についての具体的記録は必要かどうか。

延長支援 あり なし の記述のみではいけないのか。

⑧支援計画に記載すべき内容に変更があるが、ひな形など具体的な記入の仕方について提示されるのか。

⑨支援計画の変更がとも4月までには間に合わないが、次回見直しまでの経過措置としてもらえるのか。

11

## (8) 報酬改定について

(回答)

報酬改定の詳細に関するご質問については、資料2でご案内しました厚生労働省発出の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」以外のご案内ができません。厚生労働省通知等で、改定内容が確定次第、個別に回答いたしますので、しばらくお待ちください。

12

## (9) 共同生活援助を運営する大手事業者の対応について

### (質問事項)

利用者の食費を削るなどの行為があり、このような事業者が未だ存在することは全国的に共同生活援助住宅（主に日中活動支援型）が足りないことが起因するものであることからか。

### (回答)

現時点では厚生労働省から詳しい内容が示されておらず、明示的な回答はできませんが、原因は事例毎に異なると推測いたします。そのようなことがないよう、お願いいたします。

13

## (10) 大手社会福祉法人の結婚後、避妊手術を行うことを条件に共同生活援助継続を行った件について

### (質問事項)

報道でしか確認していませんが同所理事長の発言（子供が出来たら誰が責任をとるのか。）など当事者の尊厳自体を蔑ろにし、福祉人としての努力を怠ったと感じるのですがご見解をお聞かせ願いたいと思います。

14

## お問合せ先

西部総合事務所県民福祉局メールアドレス  
seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp